

「白岡市空き地等の環境保全に関する条例の改正（案）」に対するパブリックコメントの結果について

市民生活部環境課

番号	意見（原文掲載）	意見に対する考え方
1	<p>農地も対象としているが、農地ならば市内には該当するものが数えきれない程あるが、どの程度措置するつもりなのか。確かに火災・害虫などの危険にさらされていると感じている。</p>	<p>ご意見のとおり、本条例では農地も対象としております。雑草等の除去につきましては、土地の所有者等が行うのが原則でございますので、空き地が管理不全な状態にあると認められるときは、助言又は指導、勧告、命令という段階を踏み、所有者等による空き地の適切な管理を促してまいります。</p> <p>しかしながら、管理不全な状態の空き地に起因して人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことが考えられることから、今回、市が必要最小限の措置を実施できるよう本条例第8条で規定したものでございます。</p> <p>農地を含め空き地の緊急安全措置につきましては、該当する空き地の状況について、地域の良好な生活環境に与える影響を確認した後、空き地の個々の状況に応じて、措置の範囲（部分的もしくは全面の雑草等の除去）を判断していくこととなります。</p>